

社会福祉法人東松山市社会福祉協議会ボランティアセンター団体助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が設置する東松山市ボランティアセンター（以下「センター」という。）に登録した団体の運営に対して助成を行うことで、団体の地域福祉活動を支援することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成交付の対象となる団体は次のとおりとする。

- (1) センターに登録をしていること。
- (2) 会費制を基として独立した会計を持っていること。
- (3) 総会等において事業計画、予算、事業報告、決算をおこなっていること。
- (4) 団体の構成人数は概ね5人以上とすること。
- (5) 団体の運営に業務として関与する者がいないこと。
- (6) 協議会以外から重複して助成を受けていないこと。

(申請)

第3条 助成を受けようとする団体は、センター団体助成金交付申請書（様式第1号）を6月末日までに協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(決定)

第4条 会長は申請書を確認し、必要に応じてセンター運営委員会の意見をきいた上で助成金交付を決定し、センター団体助成金交付審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第5条 会長は交付を決定した団体に予算の範囲内で1万円を限度として助成金を交付するものとする。

(取り消し及び返還)

第6条 会長は、助成を受けた団体が、次の各号に該当した場合は、助成金の交付決定を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があった場合
- (2) 目的に反する助成金の使用があった場合

(実績報告)

第7条 助成を受けた団体は、実施年度の活動終了後30日以内にセンター団体助成金実績報告書（様式第3号）ならびに総会等で議決された事業報告書及び決算書を会長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(東松山市ボランティア団体及びグループ助成金交付要綱の廃止)

2 東松山市ボランティア団体及びグループ助成金交付要綱（平成4年4月1日施行）は、
廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。